

(条例第4条関係)

申請No.	館長	係員	ホール担当

使用簿 確認	基本使用料		追加使用料	
	調定	納付書	調定	納付書

表面

### 西都市文化ホール使用許可申請書

(ホールその他の施設共用)

西都市長 様

※太線枠内のみ記入して下さい。

次のとおり、西都市文化ホールの使用許可を申請します。

申請日 令和 年 月 日

<申請者> 〒 _____ 住所 _____ 団体名 _____ 代表者氏名 _____ 印 電話 _____ 責任者氏名 _____ 印 電話 _____							申請者氏名が直筆記入の場合は押印不要	
使用日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :							
行事名 (内容)								
予定時刻	準備	開場	開演	閉幕	終了	音響・照明技術者		
	:	:	:	:	:	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要		
入場予定者数	人		入場料 無料・有料 ( )					
付帯施設 使用	<input type="checkbox"/> イベントホール	<input type="checkbox"/> 講習室1	<input type="checkbox"/> 軽運動室	<input type="checkbox"/> 調理実習室	<input type="checkbox"/> 相談室	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> ホール控え室	<input type="checkbox"/> 講習室2	<input type="checkbox"/> 和室	<input type="checkbox"/> 図書コーナー	※使用時間詳細は裏面に記入			
冷暖房の使用	使用を希望される場合は窓口にお申し出ください(料金裏面記載)		駐車場使用	スタッフ/VIP駐車		台		
				観客駐車予測		台		
使用備品	椅子・机など							
適格請求書	<input type="checkbox"/> 要		<input type="checkbox"/> 不要					

※裏面をご確認の上、チェックをお願いします。

- 「使用上の注意」「使用の変更・取り消し」について確認しました。
- 「個人情報の取扱い」について確認しました。

※文化ホール記入 **西都市文化ホール使用許可書**  
 料金区分  A  B  C  区分無し  平日  休日

< 使用料減免 >  
 西都市主催の為 無料  
 規則第4条第2項(第 号)により 割減額  
 < 使用料減額 >  
 音響・照明技術者不要の場合は4割(6割減額)

前納額	受付番号
-----	------

- <使用許可書以外に必要な書類> レ印: 必要  
 安全対策に関する届け出  
 使用料減免申請書  早期受付申請書  
 規定時間外使用申請書  休館日使用申請書  
 その他( )

使用者申請欄記入⇒ 文化ホール受付⇒使用許可/原紙保存⇒使用者コピー受け取り

**付帯施設使用時間詳細**

施設	使用時間帯
ホール控室	: ~ :
講習室1	: ~ :
講習室2	: ~ :
和室	: ~ :
調理実習室	: ~ :
軽運動室	: ~ :
図書コーナー	: ~ :
相談室	: ~ :

**空調(冷暖房)料金**

施設	料金(円)／時間
イベントホール	2,000
ホール控室	(上記に含まれる)
講習室1	500
講習室2	500
和室	500
調理実習室	500
軽運動室	500

**<使用上の注意>**

- ① 使用は申請した時間に従ってください。申請時間前の準備や入場等は堅くお断りします。また、入場時に「使用許可申請書」の提示をお願いする場合がありますので、必ずご持参ください。
- ② 使用料の支払い方法には、施設使用料を中心とした「前納」と、音響照明や空調費を中心とした「後納」の2種類があります。前納した料金は、原則として返還できません。また、後納での調整は行っておりませんのでご注意ください。

**<使用の変更・取り消し>**

使用申請後、イベント内容や使用時間等に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行ってください。原則として既納の使用料は返還いたしません。申請内容や取消日によっては、一部または全額を返還する場合があります(還付には「還付申請書」の提出が必要です)。

**【返還規定】**

- ・災害などの理由で施設が使用不可となった場合・・・全額
- ・使用予定日の10日前までに取り消しをした場合・・・8割
- ・使用予定日の3日前までに取り消しをした場合・・・6割

**<個人情報の保護について>**

この申請書にご記入いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第18条第3項各号に定める場合を除き、当該施設の使用許可事務以外の目的で使用又は提供することはありません。ただし、やむを得ない事由等により、変更許可の申立てがあった場合、申立人に連絡先等の情報を提供することがありますのであらかじめご了承ください。